

## 野菜価格安定制度・需給安定対策見直しQ & A（未定稿）

注：本Q & Aは、現時点における考え方を整理したものであり、  
制度実施までの間に変更することがあり得る。

平成19年1月

1 総論 · P 1

問1 なぜ今回の見直しを行うのか。

## 問2 見直しの基本的考え方いかん。

問3 新制度にいつの契約申し込みから移行するのか。

問4 今回の見直しは特定野菜にも適用されるのか。

問5 特定野菜については、いつの交付申込みから新制度に移行するのか。

2 契約取引の推進 · · · · · · · · · · · · · · · P 4

問6 対象となる納入業者の具体的な要件は何か。

問7 契約野菜安定供給事業は、事務手続きが煩雑であり、簡素化を図るべきではないのか。

### 3 需給調整の的確な実施 · P 4

問8 何をもって需給調整対策に参加していると判断するのか。

問9 需給調整対策の対象になっていない品目についてまで、一部交付制度の対象にする理由いかん。

問10 最低基準額の標準以下の負担割合が適用されるのは具体的にはどの特例申し込みか。

問11 産地廃棄の確認費用については、従来の一般の指定野菜にも交付されるのか。

4 担い手への重点支援 . . . . . P 5

[扱い手] . P 5

問12 産地計画で位置付ける扱い手の全てを野菜政策の扱い手とすべきではないか。

[認定農業者に準ずる者] . . . . . . . . . . . . . . P 6

問13 認定農業者に準ずる者は具体的にどのような者を想定し

ているのか。

問14 認定農業者に準ずる者は、例示しか示されていないが、特認する際の具体的な要件又は基準はないのか。例えば、所得や面積等の要件があるのか。

問15 「認定農業者と同等の経営レベルを備える農業者」とは、認定農業者が目標とする経営レベル以上の経営レベルを目指す農業者であるということなのか。

更問 当面、目標経営レベルを目標としなくても、年齢や家族構成等から、安定的・継続的な農業経営が確実であると認められる同等経営レベル農業者については、特認して差し支えないか。

問16 認定農業者に準ずる者のうち、「将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者」の「将来」とは、何年後を見通しているのか。

また、認定農業者への道筋が明確になっている者は、いつまでに認定農業者になることが必要なのか。

問17 認定農業者に準ずる者のうち、「1年以内に認定農業者になることが確実であると認められる者」の「1年以内」とは、具体的にはいつからいつまでを指すのか。

問18 産地では部会ぐるみで安定的出荷に取り組んでいるので、部会を認定農業者に準じるものとして認めるべきではないのか。

問19 集落営農の一元経理については、集落一括での販売代金の受領を行えば足りるのではないか。

問20 認定農業者に準ずる者として他品目の経営安定対策における扱い手を認めるべきでないか。

問21 認定農業者に準ずる者の例示として「野菜以外の品目に係る経営安定対策の担い手」が挙げられているが、「野菜以外の品目に係る経営安定対策」とは具体的には何か。

問22 品目横断的経営安定対策の対象も認定農業者に準ずる者となれるとされているが、これには集落営農組織も含まれるのか。

問23 認定農業者に準ずる者であるかどうかの確認は、どのように行うのか。

[産地区分] ······ P 1 1

問24 安定的・継続的生産者の面積シェアはどのように算出するのか。

問25 産地区分は毎年見直すのか。毎年見直さないなら、努力する産地に対して上の区分に上がるチャンスを与えていないことになり、一部産地の切り捨てにつながるのではないか。

問26 産地区分を行うに当たり、登録生産者の扱いはどのようになるのか。

問27 産地区分はいつどのようにして行うのか。

[その他] ······ P 1 2

問28 今回の見直しにより、指定産地制度そのものに変更があるのか。

問29 見直しにおいては、「今後、その政策効果をしっかりと検証し（中略）適切な見直しを不斷に検討」とあるが、具体的にどのような検証方法を考えているのか。

問30 平均販売価額を算定する期間の見直し（旬別→月別）の件はどうなったのか。

問31 特別補給交付金の造成は義務なのか。

問32 計画的出荷が達成された際は特別補給交付金が交付されるが、計画的出荷達成の具体的な判断基準はどのようなものか。

問33 産地強化計画は、いつまでに策定あるいは変更すればよいのか。

問34 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地や、指定野菜価格安定対策事業に参加しない（今後も交付予約を行う予定のない）産地における産地強化計画についても、今般示された様式をもとに策定・変更する必要があるのか。

問35 現在指定産地ではあるが交付予約を持っていない産地における産地強化計画についても、今般示された様式をもとに策定・変更する必要があるのか。

問36 産地区分を行う際に必要とされる産地強化計画は、どのような単位で策定すれば良いのか。

問	答
(総論) 問1 なぜ今回の見直しを行うのか。	<p>1 野菜については、産地の高齢化の進展等に伴い作付面積が減少する一方で、低関税、輸送技術や冷凍技術の発達等を背景として、輸入が増加してきており、消費者ニーズ等に的確に対応した生産者の育成・確保、担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立が喫緊の課題となっている。</p> <p>2 このような状況に対処するため、平成17年3月に「野菜政策に関する研究会」において報告書がとりまとめられた。</p> <p>3 これを受け、野菜価格安定制度、需給安定対策の見直しについて検討を行ってきたところであり、平成19年度から実施することとしたものである。</p>
問2 見直しの基本的考え方いかん。	<p>1 野菜については、産地の高齢化の進展や輸入の増加に対応するため、産地の体質強化や国産シェアの奪還が急務となっている。</p> <p>2 このため、消費者や実需者が求める野菜の安定供給を推進するとともに、経営感覚に優れた担い手を中心とする産地の体質強化を図っていくことが重要となっている。</p> <p>3 こうした中、契約取引は、収入予測が可能となること等から担い手の経営安定に資するとともに、国産野菜の定時・定量・定価・定質の供給を通じた外食・中食分野のシェア奪還上も必要不可欠なものとなっている。</p> <p>4 また、将来にわたり担い手を核として供給責任を果たしうる産地には、需給安定にも自ら積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>5 これらの考え方から、今回の見直しにおいては、契約取引の推進と需給調整の的確な実施を図るとともに、担い手を中心として競争力の高い生産供</p>

	給体制の確立を目指す産地に対して重点的な支援を行うこととしたものである。
問3 新制度にいつの予約申込みから移行するのか。	1 予算成立時期やシステム変更等の手続き、新制度への円滑な移行のための周知徹底に必要な期間を考慮し、価格安定制度・需給安定対策に係る全ての事業について、19年8月31日交付予約申込み期限分から新制度に移行することとしている。
問4 今回の見直しは、特定野菜にも適用されるのか。 (18年11月9日修正)	1 特定野菜については、都道府県価格安定法人が事業実施主体であることを踏まえた上で、指定野菜の見直し内容に準じた見直しを行うこととしている。 2 具体的には、 ① 「契約取引の推進」については、指定野菜と同様の見直し ② 「需給調整の的確な実施」については、特定野菜の場合、指定野菜とは異なり国が需給見通しやガイドラインを策定し、生産者団体等がこれに即した供給計画を作成するというシステムになつてないことから、指定野菜と同様の見直しを行うことは適當ではないが、制度上のアンバランスを回避する観点から最低基準額については引き上げ（平均価格の50%→55%） を行うこととしている。 3 なお、「担い手を中心とした産地に対する重点支援」については、県法人が事業実施主体であることから指定野菜と同時期に同様の対応を行うことは困難であり、現行の産地強化計画の対策期間中（平成21年度まで）は実施しない。
問5 特定野菜については、いつの交付申込みから新制度に移行するのか。	1 特定野菜に係る事業（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約特定野菜等安定供給促進事業）については、契約対象者や最低基準額等につ

(18年11月9日作成)

いて見直しを行う業務区分の業務対象年間を必要に応じて短縮した上で、各都道府県価格安定法人が定める業務方法書に規定された予約申込期限が19年8月31日以降に相当するものから新制度に移行することとする。

2 具体的には、現行の業務対象年間の終了後、次期の業務対象年間を設定した際の予約申込期限が、

① 19年8月30日以前となるときは、次期の業務対象年間を1年とし、その後20年度を開始年とする新たな業務対象年間を設定した上で、20年度から新制度に移行することとなる。

② また、19年8月31日以降で20年8月30日以前となるときは、業務対象年間を短縮する必要はなく、  
ア 現行の業務対象年間が18年度に終了する場合にあっては、19年度を開始年とする次期の業務対象年間を設定した上で、19年度から新制度に移行することとなり、  
イ 現行の業務対象年間が19年度に終了する場合にあっては、20年度を開始年とする次期の業務対象年間を設定した上で、20年度から新制度に移行することとなる。

③ さらに、20年8月31日以降となるときは、19年8月31日以降で20年8月30日以前に次期の予約申込期限が来るよう現行の業務対象年間を短縮し、その結果、  
ア 現行の業務対象年間が18年度に終了することとなる場合にあっては、19年度を開始年とする次期の業務対象年間を設定した上で、19年度から新制度に移行することとなり、  
イ 現行の業務対象年間が19年度に終了することとなる場合にあっては、20年度を開始年とする次期の業務対象年間を設定した上で、20年度から新制度に移行することとなる。

<p>(契約取引の推進)</p> <p>問 6 対象となる納入業者の具体的な要件は何か。</p>	<p>1 今回の見直しで対象となる中間業者は、登録出荷団体から契約により買付を行っている者とする。</p> <p>2 なお、中間業者の要件についてはできる限りゆるやかなものとするが、特に補てん金の交付対象となった野菜が市場に上場されることを防止する観点から、必要に応じ販売先に係る報告を求めるなどのモラルハザード防止策を考えたい。</p>
<p>問 7 契約野菜安定供給事業は、事務手続きが煩雑であり、簡素化を図るべきではないか。</p>	<p>1 契約野菜安定供給事業は申請書類や申請事務が複雑である等の指摘を頂いているところであり、今回の制度見直しに併せて、モラルハザードの防止に留意しつつ、様式・添付書類の見直し等の運用改善を行うこととしている。</p>
<p>(需給調整の的確な実施)</p> <p>問 8 何をもって需給調整対策に参加していると判断するのか。</p>	<p>1 野菜需給調整機構が登録出荷団体等と緊急需給調整事業の契約を締結し、一定の資金造成を行ったことをもって需給調整対策に参加していると判断することとしている。</p> <p>具体的には、</p> <p style="padding-left: 2em;">19年8月31日申込期限分については19年7月10日</p> <p style="padding-left: 2em;">20年2月20日申込期限分については19年12月31日</p> <p style="padding-left: 2em;">20年5月20日申込期限分については20年3月31日</p> <p>までに手続きを完了するよう留意願いたい。</p> <p>2 具体的な水準については、出荷量と販売額の比率を用いて算定することを検討している。</p>
<p>問 9 需給調整対策の対象になっていない品目についてまで、一部交付制度の対象に</p>	<p>1 需給調整対策の対象になつていなくても、産地の自助努力により、低級品の出荷抑制等を行うことにより、需給調整を行うことは可能であること</p>

する理由いかん。	から、このような産地の自助努力を行うインセンティブを強化する観点から、一部交付制度の対象とするものである。
問 10 最低基準額の標準以下の負担割合が適用されるのは具体的にはどの特例申し込みか。	<p>1 現行の仕組みでは、最低基準額の標準以下の部分の負担割合については、(国：県：生産者 = 50 : 25 : 25) とし、この負担割合が適用されるのは、重要野菜にあっては特例 45、その他指定野菜にあっては特例 45 及び特例 50 を選択した場合としている。</p> <p>2 今回の見直しに当たってはこの現行の仕組みと最低基準額が 5 %引き上げられたことを踏まえ、重要野菜にあっては特例 50、その他指定野菜にあっては特例 50 及び特例 55 を選択した場合に、(国：県：生産者 = 50 : 25 : 25) の負担割合を適用する方向で検討して参りたい。</p>
問 11 産地廃棄の確認費用については、従来の一般の指定野菜にも交付されるのか	1 制度は極力簡素なものが望ましいことから、品目間で差は設けず、取扱いを統一することが望ましいと考えているが、具体的な取扱いについては、今後検討して参りたい。
<p>(担い手への重点支援)            (担い手)</p> <p>問 12 産地計画で位置付ける担い手の全てを野菜政策の担い手とすべきではないか。</p>	<p>1 野菜生産は、労働集約的でかつ高い技術力を求められ、専業比率も高いことから、市場出荷を行う生産者の多くが担い手と考えることも可能であるが、産地の高齢化に対応するという今回の見直しの目的に照らし、重点的に支援する対象は担い手の中でも「将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者」としたところである。</p> <p>2 安定的・継続的生産者は、消費者ニーズに対応しつつ経営改善の努力を行っている生産者であると考えられるが、認定農業者は、経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者であることから、野菜政策における担い手は認定農業者を基本とし、産地強化計画において明確化された者を特認で</p>

	きることとしたところである。
(認定農業者に準ずる者) 問 13 認定農業者に準ずる者は具体的にどのようなものを見込んでいるのか。	<p>1 認定農業者に準ずる者としては、以下のものを想定している。このような者は、産地強化計画において明確にして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直ちに認定農業者にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者</li> <li>② 野菜を出荷している集落営農（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）</li> <li>③ 規約を作成し、経理を一元化し、主たる従事者の所得目標が市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者を目指す集団</li> <li>④ 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者</li> <li>⑤ 他の品目別経営安定対策の担い手であって野菜を出荷している者</li> <li>⑥ これまで認定農業者であったが高齢のため再認定されなかった者</li> </ul>
問 14 認定農業者に準ずる者は、例示しか示されていないが、特認する際の具体的な要件又は基準はないのか。  例えば、所得や面積等の要件があるのか。	<p>1 所得や面積等に関する一律の数値基準を設けることは考えていない。</p> <p>2 なお、例示の考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人においては将来認定農業者になる道筋が明確であるか、形式的には認定農業者ではないが認定農業者と同等の経営レベルにある者</li> <li>② 組織・集団においては、経営体としての実質を備えている、法人として認定農業者を目指す集団</li> </ul> <p>3 産地強化計画の記入要領に示されている例示のように、安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者を認定農業者に準ずる者として明確にして頂きたい。</p> <p>その際には、なぜそのような者が認定農業者に準ずる者であるのかにつ</p>

	<p>いて、十分に説明できるようにしておくことが必要である。</p>
<p>問 15 「認定農業者と同等の経営レベルを備える農業者」とは、認定農業者が目標とする経営レベル以上の経営レベルを目指す農業者であるということなのか。            (19年1月26日作成)</p>	<p>1 今回の見直しでは、将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者（以下「安定的・継続的生産者」という。）を育成・確保することとしているが、このような安定的・継続的生産者は消費者ニーズに対応しつつ経営改善の努力を行っている生産者であり、まさに認定農業者のイメージと重なることから、認定農業者を基本とすることとしているところである。</p> <p>2 したがって、こうした趣旨にかんがみれば、認定農業者に準じる「認定農業者と同等の経営レベルを備える農業者」とは、認定農業者が将来目標とする経営レベルを超えるレベルまでも目指す必要はないが、少なくとも同等の経営レベル（以下「目標経営レベル」という。）を目指していることが必要である。</p> <p>ただし、目標経営レベルより低い経営レベルを目指す農業者を機械的に排除するものではなく、各市町村における認定農業者の認定に当たっての弾力運用に準じて目指す経営レベルの設定に柔軟性を持たせることは差し支えない。</p> <p>3 なお、現状において、認定農業者の現状の経営レベルと同等の経営レベルにある農業者（以下「同等経営レベル農業者」という。）については、まずは認定農業者に誘導することが基本である。直ちに認定農業者になれない事情がある場合にあっては、目標経営レベルを目指しているか、認定農業者になる道筋を明らかにしていることをもって特認を行うことが適当であり、これらにより特認することができない農業者については、同等経営レベル農業者であるからといって、機械的に特認を行うことは適当ではない。</p>

更問 当面、目標経営レベルを目標としなくとも、年齢や家族構成等から、安定的・継続的な農業経営が確実であると認められる同等経営レベル農業者については、特認して差し支えないか。

(19年1月26日作成)

1 同等経営レベル農業者については、まずは認定農業者に誘導することが基本である。直ちに認定農業者になれない事情がある場合にあっては、目標経営レベルを目指しているか、認定農業者になる道筋を明らかにしていることをもって特認を行うことが適当であり、これらにより特認することができない農業者については、安定的・継続的な農業経営が確実であると認められる同等経営レベル農業者であっても特認することは一般的には適当ではない。

2 ただし、産地の事情は産地ごとに様々であることから都道府県知事の裁量が認められているところであり、個別の産地の事情に即して特認の是非を検討する余地はある。例えば、下記の(1)のような産地について、下記(2)のような同等経営レベル農業者に限って特認するということであれば、当該特認は一概に不適当とは言えないと考えられる。いずれにせよ、例外的な特認を行う場合には、都道府県はその理由について特にきちんと説明できることが必要であり、下記の場合であれば、透明性の確保の観点からは、認定農業者だけではなく、このような農業者も当該産地の維持・発展に必要不可欠であり、都道府県としても育成・確保していくこととしていることが、都道府県の経営モデルや戦略等において明らかにされていることが望ましい。

#### (1) 産地について

当該産地の維持・発展のためには、認定農業者とともに、同等経営レベル農業者を育成・確保していくことが必要不可欠な特有の事情があり、都道府県としても、当該産地において同等経営レベル農業者も育成・確保していくことが適切と考えていること。

#### (2) 同等経営レベル農業者について、

ア 年齢や家族構成等から、当該農業者が目標経営レベルの所得を直ちに必要としない合理的な理由があり、

	<p>イ 産地や野菜生産の特性等から、当該農業者が直ちに目標経営レベルを目指さないことについて合理的な理由があり、  ウ 経営を改善する意図があり、現状の経営を改善する計画を樹立していること。</p>
問 16 認定農業者に準ずる者のうち、「将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者」の「将来」とは、何年後を見通しているのか。  また、認定農業者への道筋が明確になっている者は、いつまでに認定農業者になることが必要なのか。	<p>1 現に耕作している者のリタイア時期を特定することまで求めるものではないが、そう遠くない将来に耕作地の引継ぎが行われ、認定農業者になることが高い蓋然性を持って予見されることが必要である。</p>
問 17 認定農業者に準ずる者のうち、「1年以内に認定農業者になることが確実であると認められる者」の「1年以内」とは、具体的にはいつからいつまでを指すのか。	<p>1 安定的・継続的生産者は認定農業者を基本としているが、自治体によつては認定を行う機会が少なく、認定が新制度の申込みに間に合わない場合が想定されることから、このような者を救済するため、認定農業者に準ずる者として特認できることとしたものである。  2 このため、認定を受けられる最初の機会に認定を受けて頂きたい。</p>
問 18 産地では部会ぐるみで安定的出荷に取り組んでいるので、部会を認定農業者に準じる者として認めるべきではないのか。	<p>1 部会が、産地の多数の農家をとりまとめて市場の求める規格に沿ったロットを確保し、野菜の安定的な出荷に貢献していることは事実であるが、一方で、部会は通常は出荷をとりまとめる組織であって、それ自体が特定農業団体のような経営体ではないため、そのような状態のままで、認定農業者に準ずる者とすることはできないと考えている。  2 なお、部会においても、特定農業団体と同様の経営体としての実態を備えてもらう等の取組みを行えば、認定農業者に準ずる者として特認される</p>

	ことは可能である。
問 19 集落営農の一元経理については、集落一括での販売代金の受領を行えば足りるのではないか。	1 集落営農における経理一元化には、集落営農名義の口座を設け農産物の販売代金をその口座に入金することが必要であるが、共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に集落一括で販売代金の受領を行うだけで収入を100%個人に分配するようなものは経理一元化とは考えられない。
問 20 認定農業者に準ずる者として他品目の経営安定対策における担い手を認めるべきではないか。	1 他品目の経営安定対策における担い手も農林水産省の政策における担い手であり、このような者を排除することは適当でないため、認定農業者でない場合でも認定農業者に準ずる者として特認できる。
問 21 認定農業者に準ずる者の例示として「野菜以外の品目に係る経営安定対策の担い手」が挙げられているが、「野菜以外の品目に係る経営安定対策」とは具体的には何か。(18年11月21日作成)	1 「野菜以外の品目に係る経営安定対策」は、具体的には以下の対策である。 ① 品目横断的経営安定対策 ② さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る経営安定対策 ③ 19年度から実施される見直し後の肉用牛肥育経営安定対策事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業 ④ 果樹経営支援対策事業（19年度新規）
問 22 品目横断的経営安定対策の対象も認定農業者に準ずる者となれるとされているが、これには集落営農組織も含まれるのか。(19年1月26日作成)	1 品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織を認定農業者に準ずる者とすることは可能であるが、その際、野菜についても、経理の一元化をはじめとした特定農業団体と同等の要件を満たすことが必要である。
問 23 認定農業者に準ずる者であるかどうかの確認は、どのように行うのか。	1 產地強化計画の変更認定の申請の際に、認定農業者に準ずる者の名簿を作成し、都道府県に提出して頂くこととしているが、その際、当該名簿の別添資料として、認定農業者に準ずる者であることが確認できる資料を添

	付して頂くこととしている。
(産地区分) 問 24 安定的・継続的生産者の面積シェアはどのように算出するのか。	<p>1 安定的・継続的生産者の作付面積シェアについては、産地強化計画の「生産構造の現状と目標」の欄に記載された「作付面積」（現状値）を分母に、「安定的・継続的生産者（認定農業者+認定農業者に準ずる者）の作付面積」（現状値）を分子に算出することとしている。</p> <p>2 この場合、分母となる作付面積については、「農協等において把握している農協等に出荷している者の全作付面積」又は「統計部公表の市町村別の作付面積」を記載することとしている。</p>
問 25 産地区分は毎年見直すのか。毎年見直さないなら、努力する産地に対して上の区分に上がるチャンスを与えていないことになり、一部産地の切り捨てにつながるのではないか。	<p>1 制度を安定的に運用する観点等から、産地区分については3年間固定とし、3年に一度見直すこととしている。</p> <p>2 なお、今回の産地区分で下の区分に分類された産地にあっても、安定的・継続的生産者の育成確保と計画的な生産・出荷への取組を推進し、次の見直しの際に上の区分に分類されるよう努力して頂きたい。</p>
問 26 産地区分を行うに当たり、登録生産者の扱いはどのようになるのか。	<p>1 登録生産者については、①農協出荷分がない場合にあっては、単独で産地強化計画を策定することとし、②農協出荷分がある場合にあっては、農協と連名で計画を策定しても、単独で策定しても良いこととする。</p> <p>なお、②で登録生産者が単独で産地強化計画を策定する場合には、農協が策定する計画とダブルカウントが生じないよう両者で調整して頂きたい。</p> <p>2 また、「過去3カ年間、供給計画の120%以上の出荷を行っていないこと」については、登録生産者ごとの過去のデータを活用し判定することとする。</p>
問 27 産地区分はいつどのようにして行うのか。	1 産地区分は、①産地強化計画を期限内に策定したか否か、②また、策定した場合、産地強化計画に記載された「作付面積に占める安定的・継続的

	<p>生産者の作付面積」の割合（現状値）、③過去3カ年間（平成15年～17年）とも出荷数量が供給計画の120%未満であるかについて、種別ごと、指定産地ごとに判定し産地区分を行うこととしている。</p> <p>2 なお、19年8月31日交付予約申込み期限分については、7月20日頃に産地区分を確定することとしている。</p>
問28 今回の見直しにより、指定産地制度そのものに変更があるのか。	<p>1 指定産地制度は、野菜生産出荷安定法に基づく制度であるが、その趣旨は、指定野菜ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域を指定産地として定めることにより、集団産地を形成し、当該指定野菜の出荷の安定を図るものである。</p> <p>2 今回の見直しは、当該指定産地内で生産される当該指定野菜に著しい価格の低落があった場合に交付される補給金について、当該指定産地の安定的・継続的生産者の育成・確保状況及び計画的出荷の状況に応じて差を設けるものであり、産地を指定することにより集団産地を形成し、出荷の安定を図るという指定産地制度を変更するものではない。</p>
問29 見直しにおいては、「今後、その政策効果をしっかりと検証し（中略）適切な見直しを不斷に検討」とあるが、具体的にどのような検証方法を考えているのか。	<p>1 今回の見直しに当たっては、政策効果を検証し、今後も適切な見直しを不断に行っていくこととしている。</p> <p>2 その具体的な方法については今後検討するが、今回の見直しの趣旨にかんがみれば、作付面積や加工・業務用野菜の供給状況等を検証することになると考えている。</p>
(その他)	
問30 平均販売価額を算定する期間の見直し（旬別→月別）の件はどうなったのか。	<p>1 今回の見直しでは算定期間の見直しは行わないこととしている。</p>
問31 特別補給交付金の造成は義務なのか。	<p>1 今回の見直しでは、重要野菜以外の指定野菜についても、重要野菜のよ</p>

	<p>うな特別補給交付金制度を新たに設けることとしたところであるが、この重要野菜以外の指定野菜について、特別補給交付金分（+ 10 %分）に係る交付予約（資金造成）を行うか否かは、各登録出荷団体ごと業務区分ごとの選択制とする。</p> <p>2 なお、重要野菜については、現在、需給調整対策への参加が義務であり、特別補給交付金分の資金造成も義務としているところであるが、この仕組みについてはこれまでと同様とする。</p>								
問 32 計画的出荷が達成された際は特別補給交付金が交付されるが、計画的出荷達成の具体的な判断基準はどのようなものか。	<p>1 計画的出荷が達成された場合とは、供給計画の± 5 %未満（月別でも± 20 %未満）での出荷が達成された場合であり、登録出荷団体ごと業務区分ごとに判定することとしている。</p>								
問 33 産地強化計画は、いつまでに策定あるいは変更すればよいのか。	<p>1 今回の見直しに伴い産地強化計画の様式を一部変更したので、これに即し計画を変更し、以下の期限までに県知事の変更認定を受けて頂きたい。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>19年8月31日交付予約申込み期限分</td> <td>→</td> <td>19年7月10日までに認定</td> </tr> <tr> <td>20年2月20日交付予約申込み期限分</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">19年12月31日までに認定</td> </tr> <tr> <td>20年5月20日交付予約申込み期限分</td> </tr> <tr> <td>20年6月20日交付予約申込み期限分</td> </tr> </table> <p>2 なお上記期限内に産地強化計画の認定が了していない産地にあっては、「産地強化計画を策定していない産地」として扱うのでその旨ご留意願いたい。</p>	19年8月31日交付予約申込み期限分	→	19年7月10日までに認定	20年2月20日交付予約申込み期限分	}	19年12月31日までに認定	20年5月20日交付予約申込み期限分	20年6月20日交付予約申込み期限分
19年8月31日交付予約申込み期限分	→	19年7月10日までに認定							
20年2月20日交付予約申込み期限分	}	19年12月31日までに認定							
20年5月20日交付予約申込み期限分									
20年6月20日交付予約申込み期限分									
問 34 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地や、指定野菜価格安定対策事業に参加しない（今後も交付予約を行う予定のない）産地における産地強化	<p>1 今般の産地強化計画の様式の変更は、指定野菜価格安定対策事業において、「安定的・継続的生産者の作付面積シェア」等に応じて産地を区分し補てん率に格差を設けることとしたことに伴い、その判定材料となる数値、つまり、各産地における「全作付面積」及び「安定的・継続的生産者（認</p>								

<p>計画についても、今般示された様式をもとに策定・変更する必要があるのか。            (18年11月21日作成)</p>	<p>定農業者+認定農業者に準ずる者)の作付面積」を産地強化計画に新たに記載して頂く必要が生じたことによるものである。</p> <p>2 従って、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地や指定野菜価格安定対策事業に参加しない（今後も交付予約を行う予定のない）産地にあっては、新たな様式に即し計画を策定・変更する必要はなく、従前の様式のまま策定して頂いて結構である。（通知：附則4参照）</p>
<p>問35 現在指定産地ではあるが交付予約を持っていない産地における産地強化計画についても、今般示された様式をもとに策定・変更する必要があるのか。            (18年11月21日作成)</p>	<p>1 現在指定産地ではあるが交付予約を持っていない産地であって、今後も交付予約を行う予定のない産地については、新たな様式に即し計画を策定・変更する必要はなく、従前の様式のまま策定して頂いて結構である。</p> <p>2 なお、現在交付予約を持っていない産地であるが、今後交付予約を行う可能性のある産地については、期限内に今般示された新たな様式による産地強化計画の認定を了していない場合には、交付予約を行うこととなった際に「産地強化計画を策定していない産地」として扱うこととなるのでその旨ご留意願いたい。</p>
<p>問36 産地区分を行う際に必要とされる産地強化計画は、どのような単位で策定すれば良いのか。 (18年11月21日作成)</p>	<p>1 今般の見直しでは、産地強化計画に記載された「安定的・継続的生産者の作付面積シェア」等に応じて産地区分を行うこととしており、この場合、産地強化計画は、農業協同組合が策定することを原則としている。（通知：第5の1参照）</p> <p>2 具体的には、指定産地の全体を包括する農協で策定するか、或いは、一つの指定産地に複数の農協が存在する場合にあっては、連名又は各農協ごとに策定することが原則であり、計画主体を農協単位以下に細分化することは適当ではない。</p>